

いしかわ教育功労者表彰  
石川県生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰  
(石川県知事表彰) 実施要項

1 趣 旨

地域又は職域におけるスポーツの健全な普及・発展に貢献し、地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

2 審査及び決定

表彰される個人及び団体は、市町教育委員会（または、スポーツ主管部局）及び（公財）石川県体育協会、（一財）石川県レクリエーション協会、石川県スポーツ推進委員協議会、石川県女性スポーツ協会、石川県勤労者体育協会、（以下、（公財）石川県体育協会等）から推薦されたものについて、審査会において選考し、その結果にもとづき知事が決定する。

3 候補者及び候補団体の推薦

市町教育委員会（または、スポーツ主管部局）及び（公財）石川県体育協会等は、候補者及び候補団体を石川県知事あてに推薦するものとする。

4 審査及び審査基準

(1) 生涯スポーツ功労者

① 市町等の地域又は職域において、引き続き20年以上スポーツの普及奨励のための企画又は指導に特に尽力した者で、おおむね50歳以上の者であること。

ただし、単にスポーツ関係団体の名目的役職の地位にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員等で本務としてスポーツの指導に当っている者などは含めない。

② 現在も熱心にスポーツを指導している者であること。

③ 過去において、主としてスポーツに関する功績により、県以上の表彰を受けたことのない者であること。

④ 職域におけるスポーツの振興に功績のある者については、職域のみならず、地域におけるスポーツの振興にも貢献している者であること。

(2) 生涯スポーツ優良団体

① スポーツクラブ

(ア) 地域又は職域の〇〇クラブ、〇〇愛好会など、スポーツ愛好者が自主的に集い、集団としてスポーツ活動を継続して行っているクラブであること。

(イ) 会員が少なくとも10人以上であること。

(ウ) クラブの活動と運営が定期的、計画的、組織的に行われていること。  
(活動日数は、週1回、年50回程度以上とする。)

(エ) クラブの活動が、その地域又は職域のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範たるものであること。

(オ) 設立後、少なくとも10年以上経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

## ②スポーツクラブ以外の団体

- (ア) ○○市○○協会（連盟）、○○町体育協会（体育振興会）、○○会社スポーツ振興会などのように複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者などを組織化した統括的上部団体であって、組織的にスポーツ活動を行っていること。
- (イ) 当該団体の行うスポーツ活動が、その地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進し、その生活を明るく豊かにするために貢献していること。
- (ウ) 設立後、少なくとも10年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

## 5 推薦書の提出

市町教育委員会（または、スポーツ主管部局）及び（公財）石川県体育協会等は、推薦しようとする候補者及び候補団体について、別紙様式により推薦書を作成し、石川県教育委員会スポーツ健康課まで提出する。

## 6 審査会の組織

審査会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) スポーツ健康課長

## 7 表彰

表彰は、毎年11月に石川県知事が表彰状を授与して行う。

## 附 則

この要項は、昭和59年10月8日から施行する。

昭和62年 6月25日に一部改定  
昭和63年 7月 8日に一部改定  
平成10年 7月31日に一部改定  
平成16年 7月 1日に一部改定  
平成17年 5月13日に一部改定  
平成18年 6月26日に一部改定  
平成19年 6月 8日に一部改定  
平成20年 4月 1日に一部改定  
平成21年 4月 1日に一部改定  
平成24年 4月 1日に一部改定  
平成25年 4月 1日に一部改定

(別記)

< 推薦候補者及び候補団体選考上の留意事項 >

- 1 「生涯スポーツ功労者」候補については、競技成績や大会実績、競技団体の役職歴のみを選考の対象とすることなく、地域などにおいてスポーツの健全な普及発展に永年にわたり貢献している者など幅広く選考するよう留意すること。  
なお、貢献している者の選考にあたっては、営業との関連を十分検討すること。  
また、女性指導者の選考にも考慮すること。
- 2 「生涯スポーツ優良団体」の「スポーツクラブ」と「スポーツクラブ以外の団体」の区分について
  - (1) 「スポーツクラブ」とは、○○クラブ、△△愛好会（サークル、同好会）などスポーツ愛好者が集い、集団として実際にスポーツ活動を継続して行っているもの（活動体）とする。
  - (2) 「スポーツクラブ以外の団体」とは、○○市○○協会（連盟）、△△地区体育振興会などのように、複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者等を組織化した統括上部団体（組織体）とする。
- 3 団体の推薦にあたっては、クラブの運営や活動状況等を中心に検討し、競技成績のみを重視することのないよう留意すること。
- 4 推薦調書の様式1～3については、Eメールで送付可能である。（一太郎）

< 候補推薦調書作成上の留意事項 >

- 1 「生涯スポーツ功労者」については、候補推薦調書の他に候補者の履歴書及び体育・スポーツに関する活動状況を示す参考資料を必ず添付すること。  
なお、年齢は平成25年11月1日現在での年齢を記入すること。
- 2 「生涯スポーツ優良団体」については、候補推薦調書の他に団体の会則（規約又は規則など）及び活動状況を示す参考資料として、役員組織及び会員名簿、年間事業計画、収支予算書、行事（活動）のプログラムや写真等を添付すること。
- 3 上記1及び2による資料については、選考後も返還しないので、その旨留意すること。
- 4 団体の「設立年月」について、合併市町の「スポーツクラブ以外の団体」で合併後10年を経過していない場合は、「その他」の欄に合併以前の各スポーツ団体の設立年月を（ ）で記載すること。
- 5 「スポーツクラブ」の「主催事業」は、クラブ員以外の者を対象に実施したスポーツ教室や大会等の回数について記載すること。また、主催事業の内容を「その他」の欄に記入すること。
- 6 「スポーツクラブ以外の団体」における、「スポーツ教室開設」の回数は、主催事業の内数とする。また、主催事業の内容を「その他」の欄に記入すること。
- 7 団体の「参加者数」については、延べ人数とする。
- 8 推薦調書作成責任者は、各市町においては主管課長とする。